

## 看護学実習ガイドライン目次

### 1. 看護学臨地実習総論

- 1) 実習ガイドライン策定の目的
- 2) 臨地実習の目的
- 3) 学生・大学・実習施設の役割

### 2. 倫理的手続き

- 1) 臨地実習における説明と同意
- 2) 個人情報の保護
- 3) 臨地実習で実施することができる看護技術

### 3. 臨地実習前の調整

- 1) 実習施設の要件
- 2) 大学と実習施設との事前調整

### 4. 指導体制

- 1) 臨地実習指導体制の原則
- 2) 大学に対する指針
- 3) 実習施設に対する指針

### 5. 実習における安全管理

- 1) 実習中の学生の健康被害に対応できる保険の加入
- 2) 免疫獲得状況と感染の有無の把握及びワクチン接種
- 3) 感染症発症時の対応
- 4) 実習中の感染予防対策

### 6. 臨地実習における事故発生時の対応

- 1) 大学における事故発生時の対応マニュアルの整備
- 2) 臨地実習中の「インシデント」「アクシデント」への対応

### 7. 指導方法

- 1) 指導方法の原則
- 2) 大学に対する指針
- 3) 実習施設に対する指針

### 8. 評価方法

- 1) 実習到達目標に基づく評価
- 2) 実習評価項目を設定する際の外部基準の参照

### 9. 資料

看護系大学学士課程の臨地実習の基準



## 1. 看護学臨地実習総論（基準Ⅰ）

### 1) 実習ガイドライン策定の目的

- (1) 看護学教育モデル・コア・カリキュラム（大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会，平成 29 年 10 月）に示された「F 臨地実習」に付随するものとして、各大学のカリキュラム（看護師教育課程、保健師教育課程、助産師教育課程を含む）に位置づけられた臨地実習に関するガイドライン（以下、「看護学実習ガイドライン」という。）を策定する。
- (2) 一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「JANPU」という。）は文部科学省「大学における医療人養成の在り方に関する調査研究委託事業」（平成 27～29 年度）として、看護系大学学士課程の臨地実習とその基準作成に関する調査研究を実施し、平成 29 年度報告書に「看護系大学学士課程の臨地実習の基準」を確定して報告した。本実習ガイドラインは、この基準に基づくものとする。
- (3) 各大学のカリキュラム（看護師教育課程、保健師教育課程、助産師教育課程を含む）に位置づけられた臨地実習は、カリキュラムの一環であって、その具体的な方法論は各大学の決定に委ねられるものである。そのため、本ガイドラインは基本的な考え方を示すものであり、参照基準としての位置づけである。
- (4) 病院・施設等は、臨地実習として看護ケアを提供する場に学生を受け入れる立場であるが、看護ケア提供の責任は病院・施設等が負うものである。臨地実習の場面においても、当該病院・施設が提供する看護ケアの質を維持すること、さらには相互作用によって質が向上することが望ましい。
- (5) 本ガイドラインは大学教員、学生が活用するにとどまらず、臨地実習を引き受ける病院、施設、事業所等の管理者及び実習指導者にも資する位置づけとする。

### 2) 臨地実習の目的 ※下線はモデルコアカリの文章を使用

- (1) 臨地実習は、学生が学修した看護の知識・技術を統合し、実践へ適用する能力を育成することを目的とする。病院、施設、在宅、地域などの多様な場面において、多様な人を対象として援助することを通して、知識・技術の統合を図るとともに、看護の受け手との関係形成やチーム医療において必要な対人関係能力や倫理観を養い、看護専門職としての自己の在り方を省察する能力を身に付けることを目指す（看護学モデル・コア・カリキュラムを参照）。
- (2) 大学は、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー及びディプロマポリシー（以下、「3P」という。）との関連で、カリキュラムに実習科目を位置づけると共に、一貫性をもって実習目的を策定する。さらに、実習目的は社会の多様性やヘルスケアニーズにも対応することを工夫し、到達目標、実習内容、評価方法、単位修得要件等を明確に提示する。「看護系大学学士課程の臨地実習の基準」基準 1, II を参照する。

### 3) 学生・大学・実習施設の役割

- (1) 臨地実習は、学修する学生、学生を教育する大学における教育環境及び実習場における教育環境から構成される。環境とは、人、組織、物品、予算等の全てを含むものである。

- (2) 大学は、3Pとの関連で、実習科目における、到達目標、実習内容、評価方法、単位修得要件等を明確に提示するとともに、臨地実習施設と十分な調整を行い、学修環境を整備する役割を有する。「看護系大学学士課程の臨地実習の基準」基準1を参照する。
- (3) 学生は教育カリキュラムに基づき、臨地実習を通して、各実習科目の学修目標に到達するよう努力する役割を有する。
- (4) 臨地実習を引き受ける病院・施設は、学生が学修目標を達成できるように看護ケアに参画できる機会を提供し、環境を整備するとともに、チームの一員として役割を果たすことができるように調整し指導する役割を有する。

## 2. 倫理的手続き（基準Ⅱ）

### 1) 臨地実習における説明と同意

- (1) 臨地実習の開始に当たっては、患者等に十分な説明を行い、文書による同意を得る必要がある。やむを得ず、口頭で同意を得た場合には、その内容を記録として残す。
- (2) 患者あるいは施設利用者に対するケアの責任は実習施設にある。大学は病院あるいは施設と臨地実習の委託契約を締結することによって、学生の臨地実習が実施できる実習施設となる。そのため、実習施設及び大学双方が連名での文書として同意書を作成し、患者等と取り交わす必要がある。3枚の複写式印刷物等を用いて、1枚は患者・施設利用者が保管し、1枚は大学が各々の個人情報保護関連の規程に基づき保管し、残り1枚は実習施設が診療録に保管する。
- (3) 説明、同意に関する文書には、患者等には拒否できること、同意した後であっても拒否することが可能であること、拒否によって診療及び看護上の不利益を被ることはないことを明示しなければならない。

### 2) 個人情報の保護

- (1) 学生の記録様式については、患者等の個人情報（氏名、現住所、勤務先、勤務先住所等個人を特定することができる情報）に関する記載欄をなくした上で、学生の実習記録に記載する情報について、あらかじめ記録様式を提示し実習施設から承認を得ておくことが必要である。
- (2) 実習中、学生名と受け持ち患者名を連結させる文書については、病院又は施設から持ち出さない。また、実習後に患者又は利用者、家族から学生に関する問い合わせが入ることがある。後日の調査が必要となる場合に備えて各実習における学生名と受け持ち対象者名を連結させる文書については、一定期間実習施設に保管し、保管期間終了後に破棄する。
- (3) 電子カルテ等の診療記録の取り扱いについては、病院又は施設の規則を学生に遵守させる必要がある。実習前に個人情報の取り扱いや患者等の情報プライバシーに関する教育を行う。

### 3) 臨地実習で実施することができる看護技術

- (1) 臨地実習で実施することができる看護技術は、①実習前までに看護学基礎教育において学修し、実施の安全性が確認された技術であること、②実施する看護行為による身体的な侵襲性が相対的に小さいことが必要である。
- (2) 大学と実習施設との間で、①学生が単独で実施できる技術、②教員や看護師の直接指導の下に実施できる技術、③看護師の実施を見学する技術について、事前に調整して明示することが必要である。

### 3. 臨地実習前の調整

#### 1) 実習施設の要件

- (1) 各大学が設定する臨地実習目標を到達することができる条件を満たした施設であること。
- (2) 臨地実習目標を満たすために必要な臨地実習指導者が存在すること。

#### 2) 大学と実習施設との事前調整

- (1) 大学は、臨地実習施設と十分な事前調整を行い、学修環境を整備する役割を有する。
- (2) 臨地実習を引き受ける施設は、学生が学修目標を達成できるように看護ケアに参画できる機会を提供し、環境を整備するとともに、チームの一員として役割を果たすことができるように事前調整する役割を有する。

### 4. 指導体制（基準Ⅲ）

#### 1) 臨地実習指導体制の原則

- (1) 指導体制として、大学の教員と実習施設等の実習指導者が連携して学生の実習を指導する。実習施設は数多くの大学や学年の異なる実習生を受け入れているため、各々の実習目的や目標を理解し、学生のレベルや実習目標に応じた指導を行う課題がある。一方、大学教員は、当該実習の目的や目標、内容等を熟知し、学生の準備状況を把握しているため、両者が連携し協力体制をとって、臨地実習指導を行う。
- (2) 大学と実習施設の臨地実習に関する責任者は、指導体制の確立に向けた会議の開催や連携促進を目指した研修等を実施するとともに、両者の連携・調整を図る仕組みを整える。大学教員及び実習指導者の臨地実習における役割を事前に調整して決定しなければならない。大学側の実習指導教員、病院または施設における実習指導者及び管理者が承知することはもとより、学生に対して周知しなければならない。

#### 2) 大学に対する指針

- (1) 看護教員は大学に勤務することで、保健・医療・介護・福祉（以下、「医療等」という。）の場から分離されることが多いため、医療等の最新の状況を把握して、実践力を維持・向上する努力が重要である。大学はその機会を提供しなければならない。特に、臨地実習指導を行う教員の指導能力の育成が重要である。大学は、学生人数に応じた指導教員を確保し、非常勤を含む実習指導教員に対し、外部研修への派遣や学内でのFD・SD研修など、組織的に計

画する必要がある。

- (2) 大学は事前打ち合わせ日程調整を主導し、実習施設に説明する義務を負う。共通理解する内容は、①指導上での大学教員と実習指導者の役割分担、②実習要項を基に実習目標と実習科目の評価方法と評価基準等の互いの共通理解、③実習指導者と大学教員がもつ責任の範囲、④実習プロセスにおける各学生の学習進度の情報交換の方法、⑤指導の方法のスタンス、⑥特別な配慮が必要な学生の情報などである。
- (3) 大学は臨地実習中に学生が学修成果を上げることができるよう、実習環境を整える責務を負う。実習科目責任教員は、臨地実習要項を作成し、実習目的、実習目標、実習スケジュール、実習評価方法、感染予防対策、災害時の対応などを明示する。学生に対し、実習要項に基づき事前学習を行い、実習中の行動の指針とするよう指導する。また、同じ臨地実習を担う教員は、実習要項等に基づき相互に円滑なコミュニケーションを図ると共に、実習指導者と連携して効果的な実習指導を行う。

### 3) 実習施設に対する指針

- (1) 実習施設が大学との事前調整において共通理解する内容は、①指導上での大学教員と実習指導者の役割分担、②実習要項を基に実習目標と実習科目の評価方法と評価基準等の互いの共通理解、③実習指導者と大学教員がもつ責任の範囲、④実習プロセスにおける各学生の学習進度の情報交換の方法、⑤指導の方法のスタンス、⑥特別な配慮が必要な学生の情報などである。
- (2) 実習施設は、実習施設として法令が定める要件を維持するとともに、実践を基本とする質の高い実習指導を提供するために、実習指導者、物品、設備等の環境を整備する。実習指導者は、学生を指導することを通して、臨地におけるアセスメント、看護ケア等を振り返ることになり、さらなる成長につながる機会ともなりうる。
- (3) 実習施設は、各施設における看護職者のキャリア開発等の規定に基づき、学生指導を担当できる看護職者を実習指導者として選定する。実習指導者として、少なくとも連続する5日間は同一人物が担当できる体制が望ましい。また、実習指導者を教育する仕組みを有していることが望ましい。
- (4) 実習施設の各部署への学生配置人数は、実習施設の種類や規模に左右されるため、大学と協議して決定する。
- (5) 実習施設は、学生が学修するために必要な備品について、大学と調整して整備する。また、設備として、学生用更衣室と休憩室、カンファレンスルーム、実習記録等の保管場所を準備することが望ましい。
- (6) 実習施設は、患者等の臨地実習への協力の同意が得られていることを確認でき、さらに事後に発生した問題があるか否かを確認できるしくみを有することが必要である。

## 5. 実習における安全管理

### 1) 実習中の学生の健康被害に対応できる保険の加入

実習を行う学生及び指導教員は、他者の物損障害等に対する個人賠償責任のみの保険だけではなく、学生の針刺し事故で治療が必要等の実習中の学生自身の感染事故予防、及び患者様に感染させた可能性があり治療費用の支払いが必要になった場合等に対応できる学業費用保険に加入する必要がある。

### 2) 免疫獲得状況と感染の有無の把握及びワクチン接種

(1) 免疫獲得状況と感染の有無を把握するために、実習施設から求められる検査の代表例を以下に示す。大学は実習施設の感染予防に関する規定に基づく要請に対し、学生及び実習指導教員に実施を求めなければならない。

- ① 抗体価検査（麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎・B型肝炎抗原等）
- ② QFT（結核）検査等
- ③ 胸部X線検査
- ④ 腸内細菌検査等：（小児看護学実習前等）

(2) 上記①～④の検査結果は、学生と大学の担当部署が保管し、実習施設の求めに応じて検査結果を提示する。

(3) 上記①抗体検査結果が基準値を満たしていない場合は、大学は学生と実習指導教員に実習開始に先立ち、あらかじめ予防接種を受けるよう指導しなければならない。ただし、予防接種を受けても基準値に満たないことがある。その場合には、その旨を実習施設に報告して、実習参加が可能となるよう調整する。

### 3) 感染症発症時の対応

(1) 感染症罹患時の連絡と医療機関受診について、フローチャート等で実習要項に明記して、遵守できるようにする。

(2) 麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎・感染性胃腸炎・インフルエンザ等、学校保健安全法に規定されている感染症への罹患の可能性があり症状のある場合は、原則として実習に参加することができない。実習指導教員は、学生に医療機関を受診し医師の診断を受けることを指導し、また実習指導教員に診断結果を報告するよう指導する。

(3) 学生は、自己の健康状態を把握し、日頃から手洗いやうがいを励行するとともに、感染防止に必要な知識・技術・態度を身につける。

### 4) 実習中の感染予防対策

実習中、スタンダードプリコーションを遵守すると共に、実習施設の感染予防に関する規定に従う。また、針刺し事故等、感染事故が生じた場合、学生は実習指導教員、実習指導者へ直ちに報告する。

## 6. 臨地実習における事故発生時の対応

### 1) 大学における事故発生時の対応マニュアルの整備

- (1) 大学は事故発生時のマニュアルを整備し、臨地実習要項に連絡経路のフローチャート等を明示して、周知する。事故発生時には、それらに基づき迅速に対応する。実際に生じた事故を「アクシデント」といい、故意または過失の有無を問わず、物品破損、紛失等、学生が臨地実習中に施設や対象者の所有財産に損害を与えた場合、実習中の患者の転倒、落下、熱傷等の事故が該当する。また、臨地実習は大学のカリキュラムに設定された科目であるので、実習施設への通学経路での事故等も含まれる。一方、アクシデントには至らなかったがその前の状態を「インシデント」と言う。

### 2) 臨地実習中「インシデント」「アクシデント」への対応

- (1) インシデントおよびアクシデントが発生した場合は、学生は速やかに実習指導者と実習指導教員に報告する。実習指導教員は実習指導者と協働して、該当の対象者の状況の確認と安全を確認し、必要に応じて実習施設の事故対応マニュアルに添って対応する。その後に、速やかに実習要項で定める報告書に記載する。実習施設から記載を求められた場合は、当該施設の事故報告書にも記載する。インシデント・アクシデントの報告書等は、分析し今後の教育及び事故予防に活用する。
- (2) 賠償責任を負う場合は、実習指導教員の指示に従い保険請求等の手続きを行う。

## 7. 指導方法（基準Ⅱ）

### 1) 指導方法の原則

- (1) 大学の实習指導教員及び実習指導者は、実習要項に記された具体的な到達目標について十分理解して協働することが必要である。また、看護技術の提供に当たっては、①学生が単独で実施できる技術、②教員や看護師の直接指導の下に実施できる技術、③看護師の実施を見学する技術について、両者間で十分に調整する。
- (2) 大学教員は学生個々のレディネスを把握し、学生の受け持ち対象者を通して学生の思考を整理し、看護計画立案を導く。実習指導者は、対象者の状態を十分に把握し学生と共に看護ケアを提供する。
- (3) 学生は、開催場所も対象者も異なる数多くの臨地実習に出席し、各々の学修目標に到達することが求められる。一定期間ごとに、新たな臨地実習が開始されることは、学生にとってストレスを高める要因となりうることを理解する。
- (4) 学生が受け持ち対象者との人間関係が築けるようにサポートすることが重要である。実習指導教員と実習指導者は、受け持ち対象者の前で学生を叱るなど、学生と対象者の人間関係を壊す行動をとってはならない。
- (5) 学生を含めた共同カンファレンスを行うことにより臨床指導者、教員、学生の三者の双方向での教育の波及効果が期待される。この補完的相互作用は実践的に看護の発展に寄与す



る。

## 2) 大学に対する指針

- (1) 学生1人ひとりが当該実習目標を達成するために、個々の学生のレディネスを把握して、実習への取り組みへの動機づけを行い、実習指導者と協働して、効果的な指導を提供し、評価する責務を有する。
- (2) 個々の学生のレディネスを促すために、事前に臨地実習オリエンテーションを行い、実習の概要と準備すべき事項を提示する。それを受けて、臨地実習初日には達成状況を確認する。さらに、ケアを提供するための基本技術について、個々の学生の到達度を確認し、必要であれば修正する。学生1人に実施させる技術（血圧・体温・脈拍など）については、実施前に個別に確認する。学生が少しでも自信をもってケアを提供する方策としての位置付けとする。
- (3) 個々の学生の实習への取り組みへの動機づけを行うためには、受持ち対象者の選定が重要である。人の行動の成果が最も高くなるのは、少し努力すれば手が届く課題に対するときである。要するに、個々の学生の能力よりも少し高い課題となる受持ち対象者とマッチングすることが重要である。
- (4) また、実習中の学生を動機づけるのは、学生が提供した看護ケアについて承認を得ることである。承認には、受持ち対象者から認められること、実習指導者、実習指導教員等から承認されることなどの外的環境からの承認があり、提供したケアの効果を学生が実感することなどが挙げられる。

## 3) 実習施設に対する指針

- (1) 実習指導者は、実習開始に際し学生に実習施設のオリエンテーションを行う。この時学生は緊張度が非常にたかいため、そのことを十分に理解して、実習を導入するよう説明する。
- (2) 実習指導者は、学生にとっての役割モデルである。実習指導者は臨床場面でのアセスメントを学生が理解するように言葉で表現し、学生と共に看護ケアを提供するときには熟練した技術を披露することが非常に重要である。
- (3) 実習施設は、看護ケア提供の責任がある。基本的には実習施設が提供する看護ケアに学生を導入することである。そのため、学生が看護ケアを提供するとき、実習指導者は学生の技術を観察し、学生とともに行うことによってモデルを示す。
- (4) 実習指導者は対象者の安全を守る責務があるので、学生のできていない部分に注目して、注意しがちである。そのため、学生ができた部分については、肯定的に評価し言語的に表現することを十分に留意する。さらに、学生が実習目標を到達できるように、丁寧に指導する。

## 8. 評価方法（基準Ⅳ）

### 1) 実習到達目標に基づく評価

(1) 大学は、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーの一貫性をもって、実習科目の到達目標、とその実習評価項目と基準を設定する。

(2) 評価については、実習指導者の意見を十分に聴取し、大学の教員が最終評価を決定する。

### 2) 実習評価項目を設定する際の外部基準の参照

実習評価項目の作成に当たっては、更に質の高い教育となることを意図し、看護学教育モデル・コア・カリキュラムとともに、「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準看護学分野」ならびに「看護学士課程教育におけるコアコンピテンシーと卒業時到達目標」などの外部基準を積極的に活用する。

## 9. 資料

- 看護系大学学士課程の臨地実習の基準

この臨地実習の基準は、各大学がカリキュラム編成や学位授与の方針に基づいて臨地実習の教育内容・方法を構築・改正する際に、一定の実習の質を担保するために活用する参照基準という位置づけである。すなわちこの基準は、各大学が質の高い実習を実施するためのものである。

#### 基準Ⅰ 看護学士課程教育の目的・目標と実習の関連性

アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーとの関連で、カリキュラム全体における実習の位置づけが明確である。

- I - 1 看護学教育を実施している学部・学科等が定めるアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーと実習の目的や目標、期待される成果が合致している。
  - ・ 全実習科目の到達目標はディプロマポリシーを反映している。
  - ・ ディプロマポリシーの到達をめざして体系化された実習科目が配置されている。
- I - 2 実習の到達目標は学生がわかるように具体的に明示されている。
  - ・ 実習全体で習得すべき能力と各実習の到達目標との関連が明確である。
  - ・ シラバスに実習科目、到達目標、実習内容、評価方法、単位修得要件等が明確に示されている。
  - ・ 各実習の到達目標の到達度を学生自身が評価できるような表現で示されている。

#### 基準Ⅱ 教育課程と教授・学習活動

教育課程の中で学生が、実習の目的や目標が達成できるような教授・学習方法が選択されている。

- II - 1 効果的、効率的な実習を継続的に工夫している。
  - ・ 学生の体験、認知、思考、感情などを大事にし、自らの実践の意味を問えるような指導を重視している。
  - ・ 現実の看護実践から多くのことが学べるよう、記録物や批判的思考を用いて、実習内容やカンファレンスを工夫している。
- II - 2 実習で習得すべき能力と実習内容との整合性がある。
  - ・ 実習の目標は、学生の学習段階に応じて設定されている。
  - ・ 実習での経験を通して、学生が専門職として目指すべきことを考えられるよう支援している。
- II - 3 社会の多様性やヘルスケアニーズの変化に対応した実習を取り入れている。
  - ・ 実習において実習の場や機会の多様性が確保されている。
  - ・ ケア対象者の多様性に応じて実習内容を工夫している。
  - ・ 社会や国民から要請される人材の育成を視野に入れた実習となっているか定期的に見直している。
- II - 4 実習は大学の理念や独自性を反映している。
  - ・ 地域性や独自性を打ちだした実習に積極的に取り組んでいる。
  - ・ 大学の特徴やその地域のニーズや資源を活かした実習に取り組んでいる。
- II - 5 実習には学生とケア対象者の安全の仕組みが講じられている。
  - ・ 実習目標にケア対象者の安全に関する事項が示されている。
  - ・ ケア対象者と学生の安全に配慮した実習内容になっている。
  - ・ 安全に実習を行うための体制が構築されている。
  - ・ 事故及び緊急事態発生時の連絡体制が整備され実習施設と共有している。

- II - 6 実習はケア対象者の尊厳と権利を擁護する内容となっている。
- ・ すべての実習の目標に倫理的態度の習得が明示されている
  - ・ 個人情報の保護に関する規定がある。

### 基準III 学生の学びを支える教育体制と資源

大学は、実習の目的や目標を達成し期待される学修成果を得るために、必要な人的資源や教育環境を整備し、継続的に実習の質を維持・向上させる体制を整えている。

- III - 1 学部長等の教育管理者は、実習の内容を熟知し、学習環境を整えるために指導力を発揮している。
- ・ 実習に必要な予算や人員の確保に努めている。
- III - 2 実習の実施体制における教員および実習指導者の役割が明文化されている。
- ・ 実習における教員と実習指導者の役割を合意している。
  - ・ 教員と実習指導者は、実習の目標、期待される成果、および評価方法とその責任の範囲について、合意している。
- III - 3 実習を効果的に実施するために、学内の教員間、大学と実習施設間の連携がある。
- ・ 実習目標や内容に関して学内の教員間で連携・調整する仕組みがある。
  - ・ 実習目標や内容に関して教員と実習指導者間で連携・調整ができています。
  - ・ 実習施設と必要な学習環境を維持するための連携・調整を行う仕組みがある。
- III - 4 実習の目標を達成し期待される成果を得るために必要な教員の配置が行われている。
- ・ 各実習の内容や指導方法、教員の受け持ち学生数、学生の習熟度、実習の場の環境（実習施設の数や実習指導者の人数など）を考慮して教員を配置している。
- III - 5 実習の目標に沿った実習の場を選定している。
- ・ 各実習の到達目標の達成が可能な実習の場を選定し、環境を整えている。
- III - 6 教員は、実習の場の人的・物的資源を有効に活用している。
- ・ 教員は、実習前に学生が学習可能な内容について情報収集・査定し、実習指導の計画に組み入れている。
  - ・ 教員は、実習期間を通して学生が学習しやすい環境を提供している。
  - ・ 教員は、実習指導者の学生への指導の状況を把握するとともに、学生の学習状況を踏まえて実習目標に応じた指導内容を調整している。
- III - 7 教員や実習指導者が実習目標を達成し期待される成果を得るために、実習指導の内容や方法について必要な準備ができるような体制づくり（機会を設けている）をしている。
- ・ 教員の実習指導における能力向上のために継続的に FD・SD を実施している。
  - ・ 実習指導者が実習指導について学べる機会を提供している。
  - ・ 実習指導者に対し大学教育について情報提供する機会を設けている。
- III - 8 実習目標を達成するために活用可能な財源ならびに物理的資源が確保されている。
- ・ 実習のために必要な経費を予算化し、必要な備品・物品を整備している。
  - ・ 実習のために必要な物品を定期的に見直している。

### 基準IV 実習教育の有効性

学生の実習目標の達成度や成果を常に評価し、改善につなげていく仕組みを構築している。また、教員は常に自らの指導を振り返り、学生の目標達成を支援するために最善の努力をしている。

- IV - 1 実習の評価方法、評価基準が明確である。
- ・ 評価基準は実習の到達目標に沿って具体的に示されている。
  - ・ 評価方法は具体的に示されている。

- ・ 実習評価の公正性と妥当性が保証されている。

IV - 2 実習について評価を受けている。

- ・ 実習終了後に学生から実習指導について評価を受けている。
- ・ 実習について実習施設から評価を受けている。

IV - 3 実習における教育内容の継続的な改善を行っている。

- ・ 実習における課題を特定し、改善するための工夫を行っている。
- ・ 実習を評価し改善する PDCA サイクルの仕組みがある。
- ・ 教員が自らの指導を振り返る機会が設けられている。